

令和元年 9 月 玉川村議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 9 月 6 日 (金曜日) 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 小 針 竹千代 君 | 2番 | 石 井 清 勝 君 |
| 3番 | 車 田 幹 夫 君 | 4番 | 渡 邊 一 雄 君 |
| 5番 | 塩 澤 重 男 君 | 6番 | 小 林 徳 清 君 |
| 7番 | 飯 島 三 郎 君 | 8番 | 田 子 武 幸 君 |
| 9番 | 西 川 良 英 君 | 10番 | 三 瓶 力 君 |
| 11番 | 大和田 宏 君 | 12番 | 須 藤 利 夫 君 |

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 事務局 長 | 溝 井 康 夫 | 主 査 | 大 竹 絵美子 |
|-------|---------|-----|---------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 村 長 | 石 森 春 男 君 | 副 村 長 | 川 俣 基 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 文 雄 君 | 総 務 課 長 | 塩 澤 理 博 君 |
| 住 民 課 長 | 塩 田 敦 君 | 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 車 田 ヨシ子 君 |
| 健康福祉課長 補 佐 | 曲 山 知賀子 君 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 | 須 田 潤 一 君 |
| 地域整備課長 | 石 井 雅 夫 君 | 教 育 課 長 | 須 釜 信 一 君 |
| 公 民 館 長 | 小 針 武 彦 君 | | |

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員12人です。定足数に達していますので、令和元年9月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 渡 邊 一 雄 君

5番 塩 澤 重 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） おはようございます。

朝夕の涼しさの中に、収穫の秋を感じられる季節となりました。

本日ここに、令和元年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに何かとご多用中のところをご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、けさの早朝でありますけれども、6時50分、玉川村大字小高字江平地内の住宅火災でございますけれども、残念ながら50坪の2階建ての家屋が全焼という結果になっているところでございます。

7時39分に鎮火となりました。3人家族だということはお伺いしておりまして、1人が病院のほうに搬送されておりまして、その経過、結果等についてはまだ把握してございませんが、今後、全焼というような部分もありまして、村としても詳細がわかり次第対応してまいりたいと、そのように思っておりますので、議員各位にお知らせ方々、朝早くから皆さんにも出勤を賜りまして、本当にご苦労さまでございました。感謝申し上げたいと思います。

さて、今年の夏は猛暑とともに、その後の台風の上陸により、災害発生が危惧されましたが、幸いにも本村への影響はありませんでした。

今後、台風の多い季節を迎えますので、万全の備えを期するよう対応等の確認を指示しているところでございます。

本年は、低温と日照不足による水稻の生育への影響が懸念される所でありましたが、8月6日現在の福島県産水稻の生育状況では、平年よりややおくれているものの、7月中の低温による不稔の発生や病虫害の多発は見られておらず、安堵しております。今後、米価の動きにも注視しながら、実りの秋を迎え、夏秋野菜など農家の所得向上に期待をしまいたいと考えております。

さて、国の動向ですが、7月に行われた参議院議員通常選挙の結果、自民公明両党で71議席を確保し、非改選議席の70議席と合わせ、過半数の123議席を大幅に上回りました。これらの結果を受けた国の情勢の変化にも適切に対応できるよう、引き続き情報収集に努めてまいります。

内閣府が7月に公表しました年次経済財政報告によりますと、令和元年度の日本経済の現状について、「雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、穏やかな回復が続いている。ただし、中国経済の減速や情報関連財の調整の影響を受け、輸出や生産の一部に弱さがみられ、通商問題や海外経済の動向が日本経済に与える影響には、十分注視する必要がある」との基調判断をしている一方、「少子高齢化が進む中で企業では人手不足感が高まっており、その対応が喫緊の課題となっている。日本経済の潜在成長率を高めるためには、技術革新や人材投資等によって生産性を大幅に向上させるとともに、多様な人材に活躍の場を広げていくことが重要である」とも述べております。

また、4月から6月期の1次速報の実質国内総生産は前期比0.4%増、年率1.8%増となっており、一見すると景気回復が続いているように感じますが、マイナス要因として来月からの消費税率の引き上げによる駆け込み需要の反動減などにより、個人消費が減少することが予想されることから、今後の経済政策の動向についても、改めて注視してまいりたいと思います。

そのような中で、政府の来年度予算の各省庁の概算要求は、高齢化に伴う社会保障費の増大や防衛費などで総額が膨らみ、105兆円規模となり、過去最大を2年連続で更新し、100兆円の台を6年連続で超える見込みとなりました。

総務省関係では、地方交付税は、今年度当初より4.3%増の16兆2,266億円で、各自治体への配分ベースでは、4.0%増の16兆8,207億円となる見込みであり、これらの利活用を図るため情報の収集に努め、積極的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

県内では、復興支援道路として整備を進めている相馬地方と県北地方を結ぶ東北中央道の

相馬福島道路が、2020年度内に全線開通する見通しとなりました。

全線開通となれば、相馬インターチェンジから福島大笹生インターチェンジ間の所要時間は約40分で、従来の経路の半分に短縮され、復興の加速化とともに交流人口の拡大、物流促進による産業の活性化などが期待されます。内堀知事も「復興と地域の活性化に向けた大きな弾みになるものと期待している」とコメントしており、本村としてもさらなる復興事業の進展により、県内全域に波及効果が行き渡ることを期待しております。

さて、令和元年度も上半期の最終月となり、各種事業を点検確認しながら進めております。

まず、中学校の統合関係については、「玉川村学校等統合準備委員会」並びに「玉川村中学校統合委員会」において、校名、校章、制服、通学バスの運行について決定し、現在は校歌の作成や泉中学校の外構整備工事など、令和2年4月の開校に向けて着実に準備を進めております。

次に、生活環境施設整備については、今回議案として提出しております消防小型動力ポンプ積載車や小型動力ポンプの更新とともに、玉川村消防団蒜生分団屯所の建設用地を決定し、設計等の作業を進めております。

さらに、農村生活環境の保全のため、農業集落排水事業の対象地区において下水管の埋設工事を順次実施しているところであります。

次に、体育施設利用者の利便性向上のために行う村民グラウンドのナイター照明LED化事業についても既に工事を発注しており、10月から利用が可能となる予定であります。

次に、健康福祉関係では、ふれあいセンター改修に向けて設計が終了し、近日中に発注する予定であります。

また、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、子育て世帯並びに非課税世帯を対象としたプレミアム付き商品券についても、10月の販売に向けた準備を進めているところでございます。

次に、福島空港の利活用については、11月に北塩原村並びに大玉村と3村合同による村民の翼として台湾を訪問いたします。参加者は既に定員の40名に達しており、今後、参加者を対象とした説明会を開催いたしますが、北塩原村や大玉村、さらには台湾鹿谷郷などとのさまざまな交流が図られるものと期待をしているところであります。

次に、地方創生事業では、商業・観光賑わい創出事業の一環として旧四辻分校を改修し、観光の拠点として利活用することを目的とした基本設計及び実施設計の作業を進めております。これまで地元四辻区民などとワークショップを2回開催するなど、意見やニーズの把握

に努めており、基本設計は今月末で終了し10月から実施設計に入る予定となっております。今後も引き続きワークショップ等を開催し、地元の意向を反映した設計となるよう取り組んでまいります。

以上、今年度上期のこれまでの主な取り組み等についての報告とさせていただきます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第39号 平成30年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金669万7,537円のうち、200万円を減債積立金に、400万円を建設改良積立金に積み立て、69万7,537円を繰り越しする処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、平成30年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、損益勘定において収益的収入2億1,269万9,191円に対し、収益的支出1億9,962万3,275円で、純利益が640万187円となり、前年度繰越利益剰余金29万7,350円と合わせ669万7,537円の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入7,896万円に対し、資本的支出1億7,874万8,834円で、資本的収入が資本的支出に不足する額9,978万8,834円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額733万9,432円及び過年度損益勘定留保資金9,244万9,402円で補填いたしました。

事業概要であります。給水戸数が1,839戸、給水人口が5,321人、年間配水量は61万4,925立方メートルで、1日平均配水量は1,685立方メートルとなり、前年度と比較して年間で1,754立方メートルの減となりました。

また、水道施設の整備につきましては、配水管布設替工事を実施しているところでございます。

次に、議案第40号 玉川村子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく、施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定についてであります。令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援法の一部改正により、法律施行後5年間は国の定める基準を満たさない認可外保育施設も施設等利用費無償化の対象とされていますが、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を国の定める基準を満たす施設に限定する条例を制定するものであります。

次に、議案第41号 玉川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、消費税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、道路占用料の額の算出に用いる消費税率を8%から10%に改正するとともに、福島県道路占用料徴収条例の一部改正により、県における道路占用料の単価が改正されたことに伴い、本村においても道路占用料の単価について県に準じて改正するものであります。

次に、議案第42号 玉川村行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産使用料の額の算出に用いる消費税率を8%から10%に改正するものであります。

次に、議案第43号 玉川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。こちらも消費税法の一部改正に伴い、農業集落排水処理施設使用料を改正するものであります。

次に、議案第44号 玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例についてであります。水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について5年ごとの更新制が導入されることに伴い、手数料を追加するとともに、消費税法の一部改正に伴い、水道料金の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 玉川村子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設されることに伴い、当該給付に係る虚偽の報告等があった場合に過料を科する規定を新たに設けるものであります。

次に、議案第46号 令和元年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8,618万9,000円を増額し、予算総額を41億2,470万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税で1,391万1,000円、繰越金で1億954万7,000円をそれぞれ増額し、財政調整積立金等に係る繰入金で4,547万3,000円、臨時財政対策債に係る村債で553万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う給与等人件費の補正のほか、平成30年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金等に係る総務費で8,993万3,000円、子ど

も・子育て支援事業等に係る民生費で623万6,000円をそれぞれ増額し、農業集落排水事業特別会計繰出金等に係る農林水産業費で643万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第47号 令和元年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成30年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定したことにより、歳入歳出それぞれ2,022万8,000円を追加し、予算総額を6億2,674万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金で1,972万1,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、諸支出金で470万3,000円、基金積立金で1,552万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第48号 令和元年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定したことによるものです。

歳入においては、繰越金で66万7,000円を追加し、歳出においては、繰出金で66万8,000円を追加し、予備費で1,000円を減額するものであります。

その結果、予算総額を5,774万8,000円とするものであります。

次に、議案第49号 令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算が確定したことにより、繰越金に係る所要額を補正するものであります。

歳入においては、繰越金を745万7,000円、消費税の税率改正に伴う使用料で35万7,000円を増額し、繰入金で781万4,000円を減額するものであり、その結果、予算増額は変わらず5億8,728万4,000円とするものであります。

次に、議案第50号 令和元年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、消費税の税率改正に伴い、所要額を補正するものであります。

収益的収入では、給水収益を67万円増額し、収益的支出では、営業費用の原水及び浄水費で3万2,000円、配水及び給水費で74万8,000円を増額し、総係費で11万円を減額するものであります。

その結果、予算総額を2億1,201万7,000円とするものであります。

次に、議案第51号 消防小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプ売買契約の締結についてであります。令和元年8月21日に入札を行い、現在仮契約をしたところであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。前任の委員の辞職に伴い、法務大臣に新たな候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 平成30年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成30年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、「みんなで支え合う福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」をキーワードに諸事業を計画どおり推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げる次第であります。

本決算につきましては、去る7月31日、8月1日、2日、5日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入客体の的確な把握により過大な見積もりにならないようにし、適正な財源の確保に努めた結果、歳入合計は36億1,241万3,967円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が13億18万5,000円で全体の36.0%、村税が7億2,413万7,323円で20.0%、県支出金が3億2,533万9,435円で9.0%、国庫支出金が2億9,443万6,384円で8.2%、繰入金が2億7,650万5,559円で7.7%、村債が1億6,055万6,000円で4.4%となり、国・県等への依存財源は22億7,989万2,819円で63.0%、自主財源は13億3,252万1,148円で37.0%となりました。

歳出については、物件費の節減に努め、公債費の確実な償還を実施し、住民福祉の充実を目指し、投資的経費の計画的執行に努めた結果、歳出合計は34億3,246万9,498円となりました。

歳出の主なものは、民生費が8億4,716万160円で全体の24.7%、総務費が6億3,009万4,963円で18.4%、農林水産業費が3億8,550万5,626円で11.2%、公債費が3億7,669万9,345円で11.0%、衛生費が3億4,807万446円で10.1%、教育費が3億2,514万9,504円で9.5%となりました。

平成30年度の歳入歳出差引額は1億7,994万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源

2,039万7,000円を除くと、1億5,954万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第2号 平成30年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算現額8億2,142万5,000円に対し、収入済額8億5,135万5,875円、支出済額7億6,264万405円となり、歳入歳出差引残額は8,871万5,470円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億2,120万526円、県支出金で5億4,717万1,516円となりました。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で5億2,110万5,780円、国民健康保険事業納付金1億7,455万2,877円となりました。

次に、認定第3号 平成30年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算額5億9,526万7,000円に対し、収入済額5億9,667万7,699円、支出済額5億7,695万5,072円となり、歳入歳出差引残額は1,972万2,627円となりました。

歳入の主なものは、保険料で1億2,737万4,080円、国庫支出金で1億4,100万9,848円、支払基金交付金で1億4,739万2,395円、県支出金で8,527万9,194円、繰入金で8,068万9,480円となりました。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で5億2,107万1,719円、地域支援事業費で4,126万358円となりました。

次に、認定第4号 平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算現額5,692万6,000円に対し、収入済額5,698万6,619円、支出済額5,631万8,589円となり、歳入歳出差引残額は66万8,030円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で3,591万8,100円、一般会計繰入金で2,083万5,942円となりました。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で5,316万3,342円となりました。

次に、認定第5号 平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算現額2億6,314万2,000円に対し、収入済額2億6,500万1,605円、支出済額2億5,754万3,513円で、歳入歳出差引残額745万8,092円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,153万7,377円、国庫補助金5,240万6,000円、繰入金9,177万4,000円となりました。

歳出の主なものは、公債費が9,153万7,749円、総務費が4,431万6,161円、事業費が1億2,168万9,603円となりました。

次に、報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてありますが、平成

30年度決算における健全化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3カ年平均については9.8%、将来負担比率については49.3%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。

資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため、算定されておられません。

なお、本比率の算定につきましては、県のヒアリング後に村監査委員の審査を受け、本議会において報告をするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細については担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月9日は休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月9日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月10日に再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

よろしくお願ひします。

(午前10時36分)